

No. 10

制 度 名	後期高齢者医療給付費負担金	主管課名	保健政策課 医療福祉 G		
		問合せ先	029-301-3171		
目的・趣旨	75 歳以上の高齢者及び 65 歳以上 75 歳未満で一定の障害を有する者の適切な医療を確保する。				
<p>[対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>[対象事業] 茨城県後期高齢者医療広域連合が行う医療の給付等  (1)療養の給付（外来、入院、薬剤の支給等）  (2)入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費の支給  (3)療養費の支給（治療用装具、柔道整復、はり・きゅう、マッサージの施術に伴う費用等）  (4)訪問看護療養費の支給</p> <p>[補助要件等] 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費等から一部負担金等を除いた費用のうち公費負担割合分（50％）を国、県、市町村で負担する。（国：県：市町村＝4：1：1）</p> <p>[対象経費] 対象事業に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 補助限度額なし</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/3	1/12	1/12	—
[令和 8 年度当初予算額] 30,426,245 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合			
[備考]					